

京都府みどりの食料システム基本計画 一部改正 新旧対照表

現行	改正 (案)	備考
<p>京都府みどりの食料システム基本計画  <u>令和5年(2023年)3月</u></p> <p>（京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）</p> <p>京都府みどりの食料システム基本計画                      環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 <u>特定区域<sup>※</sup>の設定</u></p> <p><u>特定区域の設定により地域のモデル的な取組を創出し、府内での展開や拡大を推進することとしており、今後、市町村との協議に基づき定めていく。</u></p> <p><u>※特定区域：地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域</u></p> <p>6から9 (略)</p> <p>用語説明 (略)</p>	<p>京都府みどりの食料システム基本計画  <u>策定：令和5年(2023年)3月</u>  <u>改正：令和6年(2024年) 月</u></p> <p>（京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）</p> <p>京都府みどりの食料システム基本計画                      環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 特定区域<sup>※</sup> <u>を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</u></p> <p><u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>※特定区域：地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域</p> <p>6から9 (略)</p> <p>用語説明 (略)</p>	<p>備考</p> <p>特定区域の設定に係る改正</p>